

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成25年7月12日)

京都労働局(当局)は、平成25年7月12日(金)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1【全労働京都支部】

昨年4月から実施されている給与改定臨時特例法による給与の減額措置を廃止するとともに、国家公務員の給与や諸手当を、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善していただきたい。

【当局】

給与の引下げや昇給・昇格制度の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。

当局としては、職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう本省や人事院に要望を伝えていきたい。

2【全労働京都支部】

定員削減に加え、3年間続いた新規採用抑制方針により、職場は非常に厳しい状況にある。行政運営に必要な定員を十全に確保するとともに、新規採用者を確保するなど、行政ニーズに見合った行政体制を確立していただきたい。

【当局】

厳しい雇用情勢の下、労働行政の重要課題の実施に当たる監督署・安定所の体制整備が不可欠であることは言うまでもない。

新規採用抑制は解除され、現在、優秀な人材をより多く確保すべく最大限努力しているところであるが、なお一層の行政体制の確立が必要であると考えており、引き続き本省に厳しい職場の現状を訴えて行くとともに、再任用職員の確保など出来る限りの手立てを尽くして行政体制の確保に取り組んでいきたい。

3【全労働京都支部】

非常勤職員が、働きがいをもって安心して働き続けられるよう給与や諸手当の処遇改善を行うこと。特に、通勤手当の早急な改善を求めたい。また、夏季休暇、病気休暇等、有給による正規職員と均等な休暇制度を実現していただきたい。

【当局】

非常勤職員は貴重な戦力としてその重要性はますます高まっている。非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えていきたい。